

衛星基幹放送及び衛星一般放送における超高精細度テレビジョン放送に係る制度整備

1 省令関係

- (1) 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案
超高精細度テレビジョン放送の定義等の関係規定を整備するもの
- (2) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案
超高精細度テレビジョン放送に用いる高度広帯域伝送方式の変調方式等の技術基準を整備するもの
- (3) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を改正する省令案
超高精細度テレビジョン放送に用いる高度広帯域伝送方式及び高度狭帯域伝送方式の伝送路符号化方式、多重化方式、映像符号化方式及び音声符号化方式等の技術基準を整備するもの
- (4) 衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を改正する省令案
超高精細度テレビジョン放送に用いる高度広帯域伝送方式及び高度狭帯域伝送方式の見直しに伴う規定を整備するもの
- (5) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を改正する省令案
標準テレビジョン放送等のうちデジタルに関する送信の標準方式の改正に伴う規定を整備するもの

2 告示関係

- (1) 関連情報の構成及び送信手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件（平成二十三年総務省告示第二百九十九号）の一部を改正する告示案
超高精細度テレビジョン放送に用いる高度広帯域伝送方式及び高度狭帯域伝送方式の伝送路符号化方式、多重化方式等の技術基準の詳細の規定を

整備するもの

- (2) 映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送信手順並びに音声信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件（平成二十三年総務省告示第三百号）の一部を改正する告示案
超高精細度テレビジョン放送に用いる高度広帯域伝送方式及び高度狭帯域伝送方式の映像符号化方式及び音声符号化方式等の技術基準の詳細の規定を整備するもの
- (3) スクランブルの方式を定める件（平成二十三年総務省告示第三百二号）の一部を改正する告示案
高度広帯域伝送方式に用いるスクランブル方式の規定を整備するもの
- (4) TMC C情報の構成を定める件（平成二十三年総務省告示第三百四号）の一部を改正する告示案
高度広帯域伝送方式の伝送路符号化方式のTMC C情報の規定を整備するもの